

熊本市上下水道局土木設計委託業務等成績評定要領

制定 令和 6年 4月 1日上下水道事業管理者決裁

熊本市上下水道局の土木設計委託業務等成績評定については、熊本市土木設計委託業務等成績評定要領（令和2年3月12日契約監理部長決裁）の規定を準用する。この場合において、同要領第1条中「熊本市」とあるのは「熊本市上下水道局」と、同要領第3条第2項中「熊本市工事検査規程」とあるのは「熊本市上下水道局工事検査要綱で準用する熊本市工事検査規程（昭和63年1月6日建設局長決裁）」と、同要領様式中「熊本市長」とあるのは「熊本市上下水道事業管理者」と、「熊本市土木設計委託業務等成績評定要領」とあるのは「熊本市上下水道局土木設計委託業務等成績評定要領で準用する熊本市土木設計委託業務等成績評定要領」と読み替えるものとする。

附 則 (施行期日)

- 1 この要領は、令和 6年 4月 1日から施行し、同日以降に当初契約締結を行う委託業務等について適用する。